

生徒心得

高等部専攻科  
本科保健理療科

令和5年度  
(2023年度)

熊本県立盲学校

## 校訓

- (1) 明るく
- (2) 強く
- (3) 精いっぱい

## 生徒一般心得

### 登下校

- (1) 原則として8時40分までに登校すること。
- (2) 17時以降の居残りは原則として禁止する。ただし、教員の指導のもとで行う場合はこの限りではない。
- (3) 放課前に無断で校外に出ること、寄宿舍に帰ることを禁止する。必要な場合は担任の許可を得ること。
- (4) 自転車、その他自ら運転する車両での登下校は禁止する。

### 集会その他の活動

- (1) 校内で集会を行う場合は、生徒指導主事の許可を得ること。
- (2) 生徒として対外交渉する場合は、生徒指導主事の許可を得ること。

## 風紀

- (1) 生徒の本分、品位を自覚し、次の事項を厳守すること。
  - ア 外出する際は行き先、帰宅時間等を家人に明らかにすること。
  - イ 遊技場その他の場所への出入りに関しては一般の法令・規則に従うものとする。
  - ウ 未成年者は、旅行、外泊の際には保護者及びこれに準ずる者の同意を得ること。
  - エ 飲酒・喫煙は校内においては厳禁、飲酒の状態に登校しないこと。
- (2) 交友交際
  - ア 互いに敬愛し、その人格を尊重すること。
  - イ 節度を保ち、良識ある公正、明朗な交際であること。
- (3) アルバイトは原則として禁止する。ただし、家庭の生計を維持するうえで必要な場合は学校へ届出て許可を得ること。

## 礼儀・礼節

- (1) 互いに敬愛の念をもって挨拶をかわすようにすること。
- (2) 人権を尊重し合い、人格を高めるよう心がけること。

## 所持品

- (1) 白杖またはそれに準じた補助具を外出時には必ず携行すること。
- (2) 学習上必要なもの以外は持参しないこと。
- (3) 必要以上の金銭を所持しないこと。
- (4) 金銭。高額な物品は生徒・友人間では貸借しないこと。

## 校内生活

- (1) 休日の校舎使用は原則として禁止する。ただし運動場及び体育館の使用は学校へ届け出て許可を得ること。
- (2) 次の行為は学校の許可を得ること。
  - ア 校内で訪問者と面会する場合。
  - イ 金銭を徴収し、または物品の募集を行う場合。

## 学校への連絡を要すること

- (1) 欠席・遅刻・早退をする場合。
- (2) 事故やけがに遭い、または住居の被災、犯罪の被害を受けた場合。
- (3) 家族環境が変化した場合。(転居や家族構成の変化、連絡先の変更など)
- (4) 公署からの協力・証言等を求められた場合。

## 3 諸規定

### (1) 服装に関する内規

- ア 端正で学生としての品位を保つ服装であること。
- イ 髪型は、清潔感を保ち医療の一端を担う者としてふさわしいものであること。

### (2) 移動通信機器、情報機器の使用について

学校への持込は、次の項目に留意することを前提に許可する。

- ①廊下を歩きながらの使用など、他人に迷惑がかかる行為は行わない。
- ②支援器具等としての利用及び授業に必要とする場合以外、授業中の使用を禁止する。
- ③休み時間等、高等部普通科や他学部の児童生徒のいる場所での使用を禁止する。

### (3) 政治や宗教、公民権に関すること

- ア 政治や宗教に関する意見や態度は互いに尊重しなければならない。
- イ 校内や本校の教育活動の場(情報空間を含む。以下同じ。)において、特定の政治的信条上の見解や宗教上の教義を広め、もしくは批判する言動や活動を行ってはならない。
- ウ 特定の公職選挙について、特定の候補者の当選または落選を目的として、投票を得るまたは得させる、もしくは得させないための運動を、校内や本校の教育活動の場において行ってはならない。

(4) 校則の改定方法

- ア 代表者と教職員が、校則の見直し会議を年に1度以上開催する。
- イ この会議の内容はPTA役員会に報告されるものとする。
- ウ 校則の改定があった場合、公示され、期限を定めて施行されるものとする。

令和5年(2023年)1月27日改定

令和5年(2023年)4月1日施行